

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則  
○ 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三三

## 告 示

○ 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三三

○ 県営土地改良事業計画を変更した件 三四

○ 道路の供用を開始する件 三四

○ 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三四

## 公 告

○ 随意契約の相手方を決定した件 三五

○ 争議行為を行う旨通知があった件 三五

○ 浸水想定区域を指定した件三件 三五

## 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三三

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

## 福島県規則第十二号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第二ふくしま未来農業協同組合の項中「福浦支店」及び「飯樋出張所」を削る。

## 附 則

この規則は、令和二年三月十六日から施行する。

（出納総務課）

## 告 示

### 福島県告示第五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和二年三月十日から同年七月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヨークタウン島店 福島県郡山市島二丁目四一二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社三瓶丸上商事  
代表者の氏名 代表取締役 三瓶 清一  
住所 福島県郡山市島二丁目三七番一八号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社ヨークベニマル  
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫  
住所 福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和二年十月二十六日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三千七百二十一平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 収容台数 百七十八台

- 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 百六台
  - 3 荷さばき施設的位置及び面積
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 八十平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 容量 十二・二一立方メートル
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - (一) 開店時刻 午前九時
      - (二) 閉店時刻 午後九時四十五分
    - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
      - (一) 午前八時三十分から午後十時まで
    - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (一) 数 五か所
      - (二) 位置 別紙図面のとおり
    - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
      - (一) 午前六時から午後十時まで
    - 七 届出年月日
      - (一) 令和二年二月二十五日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)
- 福島県告示第五百二十二号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、貝田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和二年三月十日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 縦覧に供する書類
    - 土地改良事業変更計画書の写し
  - 二 縦覧の期間
    - 令和二年三月十一日から
    - 同 月三十日まで (二十日間)
  - 三 縦覧の場所
    - 国見町役場
- (農村計画課)

**福島県告示第五百二十三号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜港線	いわき市小名浜字本町四二番一地 先から 同 市小名浜字本町四二番一地 先まで	令和二年三月一日

(道路計画課)

**福島県告示第五百五十四号**  
福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月二十日次のとおり指定した。  
令和二年三月十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀雅雄  
売りさばき所の名称及び所在地

福島県猟友会 南相馬市原町区長 令和二年三月一八日から  
原町支部 支 野字広畑四二番地 令和六年九月三〇日まで  
部長 門馬 の一 南相馬市原町区長野  
重徹 字広畑四二番地の一  
(出納総務課)

公 告

## 公告第40号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県緊急時連絡網システム設備更新業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月10日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県緊急時連絡網システム設備更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年1月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
福島リコピー株式会社 福島県福島市鎌田字卸町21番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額  
32,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

（原子力安全対策課）

## 公告第四十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和二年二月二十八日付けで通知があった。

令和二年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 日時 令和二年三月十二日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、訪問ヘルパーステーション、デイサービスセンター岡小名、通所リハビリテーション、在宅福祉センター、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護ないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーション R Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院付属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

（雇用労政課）

## 公告第四十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、阿武隈川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課、福島県中建設事務所企画管理部管理課及び福島県南建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十年福島県公告第四百一十一号）は、廃止する。

令和二年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第四十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、社川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課、福島県中建設事務所企画管理部管理課及び福島県南建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和二年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第四十四号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、右支夏井川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和二年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、そ

の総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和二年三月一日現在において、次のとおりである。

令和二年三月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 俊 博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、九二三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二九九、五一八
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選 挙 区	選 挙 区	選 挙 区
福 島 市	田 村 市 田 村 郡	一八、一七七
会 津 若 松 市	南 相 馬 市 相 馬 郡 飯 館 村	一八、九八一
郡 山 市	伊 達 市 伊 達 郡	二七、一四四
い わ き 市	本 宮 市 安 達 郡	一〇、八四二
白 河 市 西 白 河 郡	南 会 津 郡	七、五〇九
須 賀 川 市 岩 瀬 郡	河 沼 郡	六、二九四
喜 多 方 市 耶 麻 郡	大 沼 郡	七、三二二

二本松市		相馬市相馬郡新地町
一五、四三〇		一一、九七六
双葉郡	石川郡	東白川郡
一七、八三二	一一、一五六	八、九三二